

西播水監第33号
令和6年11月29日

西播磨水道企業団
企業長 篠崎 保伸 様

西播磨水道企業団
監査委員 高岸 博之
監査委員 中山 英治

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務監査及び行政監査を西播磨水道企業団監査基準に準拠し定期監査として実施したので同条第9項の規定により、監査の結果を報告する。

記

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査）
- 2 監査の対象 水道部施設課
- 3 監査の期間 令和6年9月25日から令和6年11月29日まで
- 4 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の施設課の財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかなどを主眼において監査を行った。監査に当たっては、関係書類・帳票類の全部又は一部を抽出して監査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
- 5 監査の結果 監査の結果は、以下に述べるとおりである。

1 施設課の機構と職員配置について

施設課長	1名
課長補佐	1名
施設係長	1名
主任	2名
浄水場長	1名
技能員	3名
専門員	1名

2 施設課の事務分掌について

- (1) 水源地等の水道施設の運営維持管理に関すること。
- (2) 水道施設の基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) 水安全計画、水質検査計画及び給水計画に関すること。
- (4) 受水及び分水の計画及び調整に関すること。
- (5) 水質検査及び保健衛生に関すること。
- (6) 事業認可申請事務に関すること。
- (7) 水道施設の新設、拡張、改廃その他の計画に関すること。
- (8) 水道施設の防災及び危機管理に関すること。
- (9) 建設工事(占有許可申請、不動産の取得及び工事補償を含む。)に関すること。
- (10) 国庫補助申請に関すること。
- (11) 特設配水管の計画執行に関すること。
- (12) 建設工事に伴う消火栓工事の計画及び実施に関すること。
- (13) 消火栓の工事負担金その他工事に伴う諸収入の調定及び収納に関すること。
- (14) 設計・積算システムの運営管理に関すること。
- (15) 水道施設台帳システムの運営管理に関すること。
- (16) 水道施設台帳システムの入力に関すること。
- (17) 水道施設地図情報システムの運営管理に関すること。
- (18) 水道施設地図情報システム(課の事務分掌に係るもの)の入力に関すること。
- (19) 送配水管台帳の作成に関すること。
- (20) 無線設備の運営管理に関すること。
- (21) 工事設計歩掛り及び材料設計単価の調整に関すること。
- (22) 電気工作物の保安に関すること。
- (23) 水源地等の水道施設の見学に関すること。
- (24) 水道法(昭和32年法律第177号)第21条による定期及び臨時の健康診断に関すること。
- (25) 課が計画する直営現場作業に関すること。
- (26) 配水管工事施行基準に関すること。
- (27) 所属車両の保守管理に関すること。

- (28) 課に属する工具類の整備及び管理に関すること。
- (29) 課に属する業務の予算要求書の作成に関すること。
- (30) 課に属する決算に必要な資料の作成に関すること。
- (31) 課に属する予定負担行為に関すること。
- (32) 課に属する業務の委託に関すること。
- (33) 課に属する統計、調査等に係る基礎資料の作成に関すること。
- (34) その他課の庶務に関すること。

3 建設改良工事について

(1) 監督員の資格及び業務内容

西播磨水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条の規定を満たす監督員は、令和6年10月現在で8人在籍している。

建設改良工事の関係書類を調査した結果、当該工事に指定された監督員は、工事契約締結後の業務について、以下のとおりおおむね適正に行っていることを確認した。

① 工事着手時

ア 工事の着手に先立ち、工事受注者に対し現地の状況、施工方法、その他の工事に必要な事項の説明を行っている。

イ 工事現場に近隣の住民、自治会等への工事説明及び工事案内書の配付を行っている。

② 工事施工時

ア 常に工事の進捗状況に留意し、工期限内に完成するよう工事受注者との協議、施工方法の確認、又は変更指示、現地での試験等の立会いを行っている。

イ 工法変更、現地試験結果、その他の工事施行に関する必要事項を監督日誌に記録している。

ウ 設計図書に基づき、工事受注者が提示した使用材料及び機器について、試験、又は検査し、承諾したものについて、使用機材の搬入に立ち会い、検収を行っている。

エ 水道断水、道路の通行規制等、必要に応じて自治会、企業等と協議、又は連絡を行い、工事が円滑に進むよう注視している。

③ 工事竣工時

工事検査監、又は工事検査員が工事の検査をする時は、自ら立ち会うとともに工事受注者も立ち合わせ、検査の結果、補修、又は手直し工事が必要な時は、必要な指示及び監督をしている。

(2) 工事設計書に必要な書類等の整備

主要な建設改良工事の中から3件の建設改良工事を抽出し精査した結果、西播磨水道企業団工事監督規程第4条の規定により監督員が整備しておくべき以下の書類等がおおむね適正に整備されていることを確認した。

① 抽出した建設改良工事（令和5年度、令和6年度）

工 事 名（上段） 受 注 者（下段）	着手日 竣工日	当初契約金額 変更契約金額
膜ろ過流量計更新工事（市場水源地） 日立造船株式会社	令和 6年 6月 14日 令和 6年 9月 20日	12,771,000円 —
配水管新設工事（鰯浜） 岩本土木重機株式会社	令和 5年 7月 31日 令和 6年 3月 22日	14,080,000円 16,365,800円
配水管新設工事（黍田） 有限会社人和	令和 5年 11月 28日 令和 6年 2月 29日	4,257,000円 4,785,000円

② 監督員が整備しておくべき書類等

- ア 建設工事請負契約書
- イ 設計書、図面、仕様書その他関係書類
- ウ 工事費内訳明細書（企業長が不要と認めた工事及び請負金額が100万円以下の建築・設備工事を除く。）
- エ 工程表
- オ 監督日誌
- カ 工事指示書
- キ 材料検査に関する書類等
- ク 支給材料及び貸与品に関する書類
- ケ 工事施行における検査に関する書類
- コ 工事写真
- サ その他必要な書類等（仕様書に明記した書類等）

4 水源地等の水道施設の運営維持管理について

(1) 職員の配置

水道に関わる技術は、経験に支えられている部分が多く、水道施設の維持管理の実態や施設の現状を把握する必要があり、水道事業を専任職員で営む企業団の特性を生かし、職員が直接関わり維持管理を行っている。

市場水源地は、各水道施設の遠隔操作、水位値等の監視を行っている重要な施設であり、管理棟内に中央監視室を設け、浄水場長を含め5名の職員が配置され、全施設の運転管理や保守点検を行っている。

(2) 運転管理業務

市場水源地の運転管理業務での勤務体系は、企業団開庁日の平日の昼間を職員が行い、それ以外の昼間と夜間を平成30年から株 I H I ビジネスサポートに業務を委託しており、運転経験が豊富で、安定した水運用が確保できている。また、運転管理業務は、運転管理日報に1時間ごとに各計測機器の値を記録し管理している。

なお、休日・夜間委託契約書に係る関係書類を調査した結果、起案用紙及び文書処

理票において、情報公開の可否、根拠及び理由の記載漏れが認められたので、適正な事務処理に努められたい。

(3) 施設の点検業務

点検業務には、次の業務がある。

① 日常点検業務

施設の重要度に合わせて、水道施設の巡回点検スケジュールを作成している。また、水道施設巡回点検表により各施設の外観、ポンプの吐出圧等の点検項目を確認し、施設巡視日誌にその点検結果を記録している。

なお、木曜日は、施設の修繕を行う日としている。

水道施設の巡回点検スケジュール

曜日	月	火	水	木	金
場 所	坪根	—	坪根	不具合施設の修繕日	坪根
	—	室津	—		—
	野瀬調圧槽	野瀬調圧槽	野瀬調圧槽		野瀬調圧槽
	大谷配水池	大谷配水池	大谷配水池		大谷配水池
	大谷加圧所	—	大谷加圧所		大谷加圧所
	坂越水源地	—	坂越水源地		坂越水源地
	—	佐方加圧所	—		—
	真広水源地	真広水源地	真広水源地		真広水源地
	真広加圧所	真広加圧所	真広加圧所		真広加圧所
	能下加圧所	能下加圧所	能下加圧所		能下加圧所
	—	森加圧所	—		—
	野田水源地	—	野田水源地		野田水源地
	野田南水源地	—	野田南水源地		野田南水源地
	市場水源地	市場水源地	市場水源地		市場水源地
施設数	11	9	11	11	

② 月末点検業務

全ての施設において、水道施設点検表に記載された各施設の点検項目を確認し、水道施設定期点検表にその点検結果を記録している。

(4) 機器及び設備の保守点検業務

保守点検業務は、次の業務がある。

① 計装設備保守点検業務

計装設備の保守点検業務は、特殊な技術、経験及び知識を要することを理由に、東芝インフラシステムズ(株)関西支社に委託している。また、24時間のオンコール対応が含まれており、故障の発生に対し、迅速に対応できる体制になっている。

② 水質監視機器保守点検業務

水質監視機器保守点検業務は、計装設備保守点検業務と同様の理由で、横河商事(株)姫路支店に委託している。

③ 非常用発電設備保守点検業務

製造業者、又は保守点検業者に委託し定期的に整備をしている。

5 水質検査及び保健衛生について

(1) 水質検査

水質検査は、水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により毎事業年度の開始前に策定した水質検査計画に沿って実施しており、当年度計画は令和6年3月に策定されていることを確認した。

水質検査のうち水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定による1日1回以上行う検査は、配水系統ごとに14か所の給水栓で、法令で定めている水道水の色、濁り及び消毒の残留効果と企業団で独自に行う臭気を1日1回検査している。企業団開庁日の火曜日は、企業団職員が検査を実施し、それ以外の日には水質（毎日）検査業務を委託する公益社団法人相生・上郡広域シルバー人材センター（以下「受注者」という。）が検査を実施していることを確認した。

水質検査の採水場所

番号	住所	施設名	従事者
1	相生市矢野町釜出775	釜出自治会館	職員・受注者
2	相生市矢野町能下427	ふれあい広場	職員・受注者
3	相生市若狭野町福井1044	若狭野ふれあい公園	職員・受注者
4	相生市緑ヶ丘三丁目4-1	第9分団消防車庫	職員・受注者
5	相生市青葉台2000-36	青葉台第一公園	職員・受注者
6	相生市坪根17-9	坪根集会所	職員・受注者
7	相生市千尋町5288-1	千尋町2区自治会館	職員・受注者
8	相生市双葉一丁目4-21	西播磨水道企業団庁舎	職員・受注者
9	相生市那波野石角921-1	石角集会所	職員・受注者
10	たつの市揖保川町片島525	片島公園	職員・受注者
11	たつの市御津町中島61-1	中島水源地	職員・受注者
12	たつの市御津町室津1	室津公衆便所	職員・受注者
13	相生市相生字小丸5375	第8分団消防車庫	職員・受注者
14	たつの市揖保川町市場883-1	市場水源地※	職員・市場水源地運転管理業務従事者

※ たつの市揖保川町市場地区の末端の配水管から分岐して市場水源地に設置した給水栓

受注者は、水質検査結果を当日中に市場水源地へファクシミリで送信し、職員又は運転管理業務従事者が随時受信の有無を確認している。また、採水場所又は検査項目に異常がある場合は、直ちに市場水源地へ連絡し、休日又は夜間の場合は、運転管理業務従事者が直ちに職員へ連絡する体制になっている。

水質検査のうち水道法施行規則第15条第1項第1号口の規定による定期検査は、水質基準に適合した安全な水道水であることを確認するため、水源地の井戸から取水した水（原水）及び配水系統ごとの給水栓からの水（浄水）を、定期的に採水し水質検査を行っている。また、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣の登録を受けた水質検査機関のうち、水道水の水質検査に関する第三者の認証等の制度や国が実施する外部精度管理調査結果を参考とし、国土交通大臣の登録を受けたものであること、検査の区域に兵庫県が含まれること、採水後12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能であることを条件に見積り合わせを実施し、(株)東邦微生物病研究所に水質検査業務委託していることを確認した。

なお、採水は、施設課施設係の職員が行っており、契約により採水日が定められている。

(2) 保健衛生

保健衛生は、水道法第21条第1項及び水道法施行規則第16条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池の業務に従事している者に、定期及び臨時の健康診断が義務付けられており、企業団では赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌の病原体を対象とした健康診断（糞便検査）を、年2回行っている。

令和6年度は、施設課、給水課及び市場水源地休日夜間運転管理業務受託者の運転従事者を対象として4月と10月に実施されていた。また、1か月間に延べ5日以上かつ1日のうち4時間以上浄水施設の工事を施行する者は、その都度健康診断（糞便検査）をしていることを確認した。